

農林水産物の放射能検査と風評被害対策

厚生労働省は、国民の健康保護を図る目的から、平成23年3月17日に「放射能汚染された食品の取り扱いについて」の通知で、一般食品は500Bq/kgという暫定規制値を示し、23日には「農畜産物等の放射性物質検査について」の通知で、食品検査を県に依頼した。これを受けて県では、野菜や原乳等の検査を開始。暫定規制値を超える食品は出荷制限等の措置をとることとなった。

平成24年4月、国は国民の長期的な健康保護の観点から、「食品中の放射性物質の新たな基準」を定め、一般食品100Bq/kgという新たな基準値を設けた。県はこれに基づいて、「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を策定し、更に検査体制を強化していった。しかし、原発事故で広がった県産の農林水産物への風評は、なかなか改善されなかった。そこで県は消費者の信頼回復を図ろうと、平成24年度から「県産品風評対策強化事業」として「みやぎ風プロジェクト」を開始。「食材王国みやぎ」のブランドの確立と県産品の消費拡大に努めた。

① 転機となった取組等

年	月	日	主な県の対応等
H23	3	17	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省通知「放射能汚染された食品の取り扱いについて」において暫定規制値が示される(一般食品500Bq/kg、原乳200Bq/kg)
	4	25	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省通知「農畜産物等の放射性物質検査について」で県に検査の実施依頼
	6	3	<ul style="list-style-type: none"> 放射能プロジェクトチーム会議を設置
	7	19	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第二原子力発電所事故対策本部を設置
	8	19	<ul style="list-style-type: none"> 県内の肉牛について出荷制限指示
	12	22	<ul style="list-style-type: none"> 検査機器をアメリカから購入し、産業技術総合センターに設置
H24	4	1	<ul style="list-style-type: none"> 「食品中の放射性物質の新たな基準」(一般食品の新基準値100Bq/kg)が施行
	5	17	<ul style="list-style-type: none"> 「宮城県放射線・放射能測定実施計画」策定
	6	28	<ul style="list-style-type: none"> 「県産品風評対策強化事業」を実施
	6	25	<ul style="list-style-type: none"> 「みやぎ風プロジェクト」の実施
	6	25	<ul style="list-style-type: none"> 「風に負けない」宮城プロジェクト事業」の実施
H26	4		<ul style="list-style-type: none"> 「みやぎ県産品魅力発信事業」の実施

何が起っていたのか

混乱の中での検査開始

平成23年3月下旬

測定機器の確保

3月17日、厚生労働省は「放射能汚染された食品の取り扱いについて」で、一般食品500Bq/kgという暫定規制値を示した。また、3月23日には、厚生労働省から宮城県知事等に対し「農畜産物等の放射性物質検査について」の通知において、農畜産物等の放射性物質検査の実施が依頼された。それを受け、県は3月25日に、福島県等で出荷停止となった原乳(採取場所：白石市、大崎市、ホウレンソウ(同：川崎町、涌谷町)、コマツナ(同：仙台市)等から検査を開始した。検査は東北大学の協力を得て実施し、平成24年3月末までに計226品目、延べ1307点に及び測定を行い、規制値を超える食品が市場に流通しないように努めた。

食産業振興課職員

「3月下旬に、放射性物質が農産物などに付着している可能性があり検査が必要だという話が出てきました。農林水産部の食産業振興課が食の安全を担当していたので、放射性物質の検査をすることになりました。ゲルマニウム半導体検出器という測定機器が女川の原子力センターにありましたが、津波で全て流されて、県には検査する機器が全くありませんでした。東北大学の検査機器をお借りして、農林水産物の検査をなんとかやれることになり、当時の原子力安全対策室と調整しながら、検査を進めることになりました」

「検査品目については、初動の段階では葉物の野菜、ホウレンソウなどからという話になりました。週に二日くらいの検査でしたが、1品目を測定するのに、確か1時間近くかかったと思います。10品目くらいを持ち込んで検査をしていました。私たちでは測定できないので、東北大学の学生や先生方が測定をして、その結果をフィードバックしてもらい、結果を公表するという流れでした。当時は本当に場当たり的というか、決まったルールもなく行っていたという状況です」

検査ルールが必要

平成23年4月～7月

対応方針のルール作り

農林水産部では、4月25日に東日本大震災農林水産部復興推進本部を設置し、農業・林業・水産業の各分野にプロジェクトチームを置き、農林水産業の復旧・復興対策に当たった。震災発生後、放射性物質の測定は食品検査が中心であったため、食産業振興課を窓口に進められた。検査結果の公表は、原則として毎週水曜日と金曜日に行い、「みやぎ原子力情報ステーション」及び食産業振興課のウェブサイトに掲載した。暫定規制値を超えた品目があった場合には、速やかにその結果を公表するとともに、食品の安全性を確保するため、関係事業者等に対して出荷自粛を要請した。

食産業振興課職員

「東北大学の協力で測定を開始しましたが、

やはりきちんとルールを決めていこうということになりました。どのように測定して、結果をどう公表していくか、500Bq/kgを超えた場合の対応も決めておく必要があります。基準を超えた場合は記者会見をして、今後の対応も発表しなければなりません。様々な事態を想定して、対応方針をきちんと作らなければいけないということで、部内で共有して簡単な形ですがルールづくりを行いました」

「東北大学の検査結果はまず環境生活部の原子力安全対策室に送られて、それをもとに食産業振興課の方でプレスリリースをしました。どこの市町村のホウレンソウが何Bq/kgだったという形です。暫定規制値500Bq/kgを超えた場合には、県政記者会で記者レクという形で説明しました」

「測定する品目を選ぶ際は、農林水産部の各生産部門に足を運んで、今後の方針について意見交換しました。また、環境生活部や原子力安全対策室にも行って、今後の方針を毎日のように話し合いました。私たちの立場は、正確な情報をきちんと伝えるという情報発信の部分と、発表によってものが売れなくなった場合にどう対処するか、という両方の側面があります。そこはどちらの立場に立つかが難しいのですが、どちらも正解なのかもしれません」

宮城県の食材への風評

平成23年4月

風評や批判への対応

検査体制が徐々に整備されていく一方、宮城県の農産物に関して、全国の消費者から多くの問合せや批判が食産業振興課に寄せられた。し

かし、宮城県では測定機器の不足から、十分な検査が実施できないという状況が続いていた。

食産業振興課職員

「県内外からの電話に、日常的に対応していたという記憶があります。何Bq/kgなら安全なのかと言われても、私たちは科学的知識をもっていない。『国が基準値を示しているから、それ以下のものは安全だと県は思っています』としか言えません。『いやそれは違う』と反論されて、話が平行線のままだったということが、よくあったと思います」

「あちらの農産物は測ったのになぜこちらは測らないのか、という声も消費者から頂きました。測定機器が少なく検査できる品目も限られているので、全てに対応はできないと説明するしかありませんでした。当時は東北の食品に対する風評が多くありましたので、宮城県の農林水産物は大丈夫なのか、しっかりと測っているのかなど、批判的な取材が殺到しました」

新たな検査機器を導入

平成23年5月～平成24年1月

簡易測定機器と精密検査機器を配備

平成23年度の夏から秋にかけて、ゲルマニウム半導体検出器とは別に、Naシンチレーション検出器と呼ばれる簡易測定機器を、農林水産省が各県に貸し出す制度の運用が開始された。宮城県はこのNaシンチレーション検出器を借りて、各農業改良普及センターに1台ずつ設置し、県内の様々な地域の農林水産物の検査を行った。また、平成23年5月から、ゲルマニウム半導体検出器を確保しようという動きも始まった。まず、輸出品の放射能検査で使用する検査機器の



ゲルマニウム半導体検出器による測定



放射線測定

測定に必要な粉砕・容器詰め作業

平成23年12月

危機管理と検査方法

検査では汚染されている可能性のある農産物を扱うため、建物の入口で放射線測定器による計測を行う等、特別の体制が取られた。また、ゲルマニウム半導体検出器で検査するためには、農産物を粉砕して検査容器に隙間なく埋め込み、高い密度にする必要がある、専門家ではない職員にとっては難しい作業であった。

食産業振興課職員

「産業技術総合センターに農産物を持ち込むときに建物汚染されたいよう、入口でメーターによる測定を行いました。ある程度のレベルを超えているものは持ち込まない、というルールもできていました。関係する課と調整しながら、100Bq/kgを基準に対応してました」

「測定する際には、相当密度を濃くして測るので、農産物をミキサーなどで粉砕して、容器に隙間なく詰め込む必要があります。液体はそのまま容器に入れますが、キノコなどはかなり空気が入っているため、粉砕して押し込む作業をやりました。詰める容器は、350mlのペットボトルぐらいの大きさです。それに隙間なく詰めるために、フードプロセッサーで粉砕して押し込んでいきます。容器の口があまり広くないので作業に時間がかかり、準備するのが大変でした」

新たな基準値への対応

平成24年4月

検査のルールの変更

平成24年4月1日、厚生労働省は「食品中の放射性物質の新たな基準」により、一般食品の基準値をこれまでの暫定規制値500Bq/kgから100Bq/kg（一般食品）とする、新たな基準値を設定した。食品衛生法第3条の「食品事業者の安全性の確保義務」を、検査の根拠法令とした。それまでは平成23年の通知で、暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないとされてきたが、この改定では、食品の安全性と安心をより一層確保する、という長期的な観点から見直しが行われた。暫定規制値で1年間検査を続けてきた宮城県にとっては、新しい基準値に合わせて検査のルール等を変更する必要が生じた。

食産業振興課職員

「検査機器は平成23年度までにある程度整っており、簡易測定機器による検査で、あるラインを超えたときに、精密検査に回すというルールもできていました。それを基準値が100Bq/kgに変わったことでどう変えるのか、というところから入りました。内輪のルールなので、変更にあまり難しい手続はなく、100Bq/kg対応にまず1回変えてみて、どこか不具合があれば、みんなで打合せしながらまた直していきました。半年くらいで完成度は高まったと思いますが、走りながらやっていった感じです」

「私たちの検査の目的は、基準値を超える産物を市場に流通させない、ということなんです。基準値を超えた生産地ものは安全確認できらるまでは市場に出さない、という検査です」

布した簡易測定機器で、かなり大きな数値の違いが出るようになりました。その説明にかなり苦慮した記憶があります。まず簡易測定機器でスクリーニングをかけて、そこで高いレベルのものが出たら精密検査に回す、という2段階で検査を実施しました」

検査する農産物の入手方法

平成23年度後半

無償提供から買上げに変更

測定結果が公表されるようになると、生産者や市町村から、「自分のところの農産物も測定してほしい」という声が上がることになった。当初は検査機器の数が足りずに実施できなかったが、次第に農協や漁協が独自に検査機器を購入し、検査を始めるようになった。県の実施する検査においても、農業改良普及センターが簡易測定機器での検査を始めると、検査に使用するために農家から提供いただく農産物の量も増え、農家の負担が大きくなっていった。そこで、当初は無償提供であった農産物を県が買上げることにした。

食産業振興課職員

「最初のうちは農産物を無償で提供してもらっていたが、検査が長期化すれば農家の負担が増えていくので、県が買上げという形で予算を認めてもらいました。農産園芸環境課と相談して当時の市場価格を参考にしながら、財政課と話し合って買上金額を決めていきました。そして、検査する農産物は全部買上げるとい形に変えたのです」

安全でないものは消費者の口に入れさせない。そのため検査体制を継続してましたので、混乱はなかったと思っています」

「暫定規制値500Bq/kgで1年間やってきた検査の安全性を、これからはより高いレベルでキープする必要があります。100Bq/kgの根拠もきちんと説明できるものでした。宮城県の1年間の検査結果で、ある程度のデータは出そろってましたので、安全性はしっかり確保できたと思います」

消費者向けリーフレットの作成

平成24年4月

安心情報の発信

同時に、県では、平成23年度の検査実績を踏まえ、宮城県産の農林水産物の安全性についてどのように情報発信をしていくべきか検討を行った。その結果、詳細で膨大な検査データを報告書の形で発表するのではなく、1年間の検査結果を総括した、分かりやすいリーフレットを作成して、消費者に情報を伝えていくこととなった。

食産業振興課職員

「平成23年度の暫定規制値のときには、検査結果をその都度公表をして『食の安全』の確保を進めてきました。しかし、『宮城県はこのような体制で、こういう検査をしていますから安心して食べてください』ときちんと説明していかなければ、『食の安心』を消費者に実感してもらうことはできません。平成23年度のデータをもっと見やすくして、どういう品目を検査してどういう結果が出て、どのエリアのどういう品目で出荷制限をしているの

か、という情報を消費者に発信することが必要だと感じました」

「消費者団体から説明に来てくれという話があり、環境生活部、食と暮らしの安全推進課の担当と一緒に対応しました。説明会も何回か開催しましたが、ゲルマニウム半導体検出器とか、NaIシンチレーション検出器とか、聞いても難しいだろうなと思っていました。消費者に説明するためには、分かりやすい解説資料が必要だと感じました」

「A4ワンペーパーで、全体総括と検査結果や、基準値の解説を簡潔に載せるなど、いろいろ考えました。食品で摂取する放射性セシウムが基準値以下ならば、総被ばく量を年間1mSvに抑えられるという関係を、分かりやすく説明するのに苦労しました。基準もSvとBq/kgが出てくるので、どう解説すればいいのか頭を悩ませました。また、食産業振興課のウェブサイトには、英語版と中国語版も掲載しました。実際に海外の方が見るかどうかは別にしても、情報を正しく発信するというスタンスは、今も残っているような気がします」

風評対策が本格的に始動

平成25年2月

生産者の取組をアピール

県は、検査体制や検査結果の解説及び産地の取組の情報を正確に発信することで、消費者の信頼回復を図る必要があると判断し、県産品風評対策強化事業を実施した。平成24年度は、河北新報社の企画提案を受けて、「復興への追い風を起そう！」を合言葉に、復興に向けて努力を続ける生産者の方々を紹介し応援する「みやぎ

() : 平成24年度値 [平成24.4~平成25.3]

平成25年度の農林水産物の放射性物質検査と出荷制限等の状況

		検査品目	検査点数	基準超過点数	出荷制限・出荷自粛の状況[3月末現在]
農林水産物 [3月末現在]	農産物	118(169)	2,006(3,435)	-(1)	【制限】原木しいたけ(露地栽培)(10市10町1村)、野生きのこ(2市)、くさそてつ(3市1町)、たけのこ(2市1町)、こしあぶら(4市3町)、ぜんまい(2市1町) 【自粛】原木むきたけ(1市)、原木なめこ(1市)、たらのめ(野生)(2市)、わらび(野生)(1市)、原木しいたけ(施設栽培)(1村)
	林産物	37(76)	339(709)	29(46)	【制限】スズキ、ヤマメ(天然)、ウグイ、イワナ(天然)、クロダイ、アユ(天然) 【自粛】ウナギ(天然)、イワナ(天然)
	畜産物(牛乳)	1(1)	250(237)	-(0)	【制限】栗原市(旧沢辺村の区域に限る) ただし、管理計画に基づき管理される米については除く
	水産物	148(167)	2,056(2,406)	14(66)	【制限】栗原市(旧金田村の区域に限る) ただし、管理計画に基づき管理される大豆については除く
小計		304(413)	4,651(6,787)	43(113)	【制限】栗原市(旧金成村の区域に限る) ただし、管理計画に基づき管理されるそばについては除く
穀類 [収穫時検査]	平成25年産米	1(1)	34,893(23,590)	-(13)	【制限】栗原市(旧金田村の区域に限る) ただし、管理計画に基づき管理される大豆については除く
	麦	2(2)	65(167)	-(0)	【制限】栗原市(旧金成村の区域に限る) ただし、管理計画に基づき管理されるそばについては除く
	大豆	1(1)	1,844(1,439)	-(5)	【制限】県内全域 ただし、出荷・検査方針に基づき管理される牛については除く ※平成24年度は東京都芝浦と畜場において基準値超過(150Bq/kg)の県産牛肉確認され、処分
	そば	1(1)	128(245)	-(10)	
小計		5(5)	36,930(25,441)	0(28)	
肉牛 [3月末現在]		1(1)	29,683(32,734)	0(1)	
合計		310(419)	71,264(64,962)	43(142)	

出典：東日本大震災 復旧期の取組記録誌(平成23年度~平成25年度)(宮城県)



「みやぎ風プロジェクト」パンフレット

風プロジェクト」を立ち上げた。

その後、平成25年度以降も、風評被害の払拭及び「食材王国みやぎ」のブランドの確立を目指し、県産品のPRイベントを数多く実施し、消費者の信頼回復及び県産品の消費拡大に努めた。

食産業振興課職員

「風評対策を進めていく上で、それまで考えてきたことを形にする時期がきたと判断しました。生産者の日々の姿を発信することで、消費者に安全安心という気持ちを持つてもらおうと、『みやぎ風プロジェクト』を始めました。被災地の生産者が復興に向けて努力している姿と、食品の安全確保のための取組を紹介する、カラー刷りのパンフレットを作りました。また、ウェブサイトだけでなく、高齢者層には新聞の情報が届きやすいだろうと考え、全面見開きの新聞広告も5回に分けて掲載しました。さらに、幅広い世代に訴えよう

わゆる横串を刺していた組織ですが、各生産部門と調整するのは大変でした。一次産品と二次産品は所管が分かれていて、お互いに押しつけ合ったようなこともありましたが、震災のような非常時には、やれるところからやるという姿勢でいかないと、どんな対応が遅れます。よくいわれる、行政の縦割りの弊害が出てしまったと思います」

ネットワークを広げてルール化を

食産業振興課職員

「農林水産部には各分野の生産部門の担当部署がありますが、当時は毎日のように各生産部門に足を運んで、どう対応するのかを話し合いました。そこで意見交換した後、環境生活部や原子力安全対策室に行って、『今回はこういう形でいきたい』という打合せを、毎日のようにやっていました。そういった意味で、ネットワークが大きく広がったのですが、大切なのはそれをきちんとルール化して、みんなでも共有することです。その都度その都度対応策を話し合うのではなく、基本的なルール、方針をみんなで共有できるようにすること。そこに一番力を入れたことが、教訓として今後に生かせると思います」

柔軟な組織運営が大切

食産業振興課職員

「農林水産部に放射性物質対策室のような組織を作って、そこが一元的に管理したほうが絶対いいはずと言ってきましたが、実現しないままでした。情報を一つのところにまとめて、組織一丸となって対応するには、柔軟な組織運営が必要だと感じました」

と、テレビコマーシャルも作りました」

食産業振興課職員

「平成25年度も、基本路線はそのままで、マナーチェーン化したプロジェクトを実施しました。さらに次年度は、県産品魅力発信事業というパッケージに変えて、楽天球場や駅での広告も実施しました。被災地救済というモトから、おいしい宮城県の食品を食べてください、という流れに変えることも意識しました。おいしさを伝える中で、安全な物を提供しています、というエッセンスも加えました」

災害対応の経験から学んだこと

災害発生時は自分が動くことが大事

食産業振興課職員

「災害発生時は、とにかく自分が動くことが大事だということを教訓として感じています。当時私は班長で今は課長ですが、やはり上に立つ者ほど自ら率先して動くということが、災害発生時や何か問題が起きたときには求められます。自分では、震災発生以降そのことをできるだけ実践しているつもりです」

予測して先手を打つ

食産業振興課職員

「きちんと先を読めなかったな、ということが一番感じます。原発事故は経験したことがないので、放射性物質の影響が食品に出てくるという認識は全くありませんでした。大規模な災害が起きたときには、これから先、何

今後の災害対応に向けた取組等

計画的な検査の実施及び迅速かつ分かりやすい情報発信

東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故は、これまでに類を見ないのであり、県内でも比較的高い空間放射線量が確認され、さらに、一部地域においては出荷制限等の措置が講じられたこともあり、県産農林水産物の安全性について、県内外から多くの不安の声が寄せられた。

本来、放射能測定等の対応は事故を起こした東京電力及び原子力政策を推進してきた国の責任において行われるべきところであるが、県にとっても、食の安全・安心を確保し、県民の不安を解消すべく、放射線・放射能を総合的・計画的に測定し、県民に対し、県内の放射線・放射能の測定結果を目に見える形で、迅速かつ分かりやすく伝えるとともに、国が定める基準値を超える食品が市場に流通しないような対策をとることが非常に重要であった。

このため、県は、「宮城県放射線・放射能測定実施計画」等に従って県産農林水産物の放射性物質検査を適切に実施するとともに、検査の結果、基準値を超過した農林水産物については、産地単位で出荷制限措置等を講じ、市場に流通する県産農林水産物の安全確保に万全を期してきた。また、検査結果について定期的に公表し、基準値超過により新たに出荷規制措置を講じた場合は、その都度迅速に公表しており、加えて、これまでの全ての検査結果を県の放射線・放射能に関するウェブサイト「みやぎ原子力情報ステ

が起きるかをみんなで予測して、先手先手でやらないといけないと本当に思います」

職員それぞれの判断が必要

食産業振興課職員

「当時宮城県内では停電でテレビが見られなかったもので、原発事故で放射性物質が拡散されたという情報は、たぶん他県の人のほうが知っていたと思います。情報がないうち、何をしたらいいのか全部分からない状態でした。とにかくその時点その時点で、それぞれの職員が判断して動かざるを得なかった、という状況だったと思います」

被災地との温度差

食産業振興課職員

「食品の放射性物質検査などでバタバタしていた後、平成24年4月から東京勤務となりました。そのときに東京の平和な状態にすごくギャップを覚えた、という記憶が強く残っています。経産省の前でテントを張って座り込む人たちや、日比谷公園でデモをする人たちを見る以外には本当に平和でした。原発事故は本当に起こったのか、と錯覚するぐらいだったという印象が強いです。1年たつて宮城に戻ってきたら、風評で苦労しているという日常は当然続いています」

ルールブックの重要性

食産業振興課職員

「私が異動してきたときも、前任者がルールをきちんと整理してくれていたもので、大変な業務をなんとか進めていくことができました。異動で次の担当にバトンを渡して業務を継続していくためには、ルールを書面で残して

「シヨン」に掲載する等し、迅速かつ分かりやすい情報発信に努めてきたところである。

今後も、食の安全・安心を確保し、県民の不安を解消すべく、実施計画に基づき検査を着実に進めていくとともに、迅速かつ分かりやすい情報発信が求められる。また、今後同様の原子力災害が発生した場合においては、これまでの取組から得られた経験やノウハウに基づき、迅速かつ適切に対応するよう努めていく必要がある。



ウェブサイト「みやぎ原子力情報ステーション」

いくのが、基本中の基本だと改めて感じました」

食の安心を消費者に実感してもらう難しさ

食産業振興課職員

「食の安全・安心」と言いますが、『食の安全』の確保は検査を充実させていけばいいですが、消費者に『食の安心』を実感してもらうことは、本当に難しいと感じます。当時も最初は分からなかった『食の安心』の意味を自分なりに掘り下げていって理解して、それをきちんと消費者に伝えていこうと考えました。しかし、深く勉強して『食の安全』の本質が分かっただけ、それを消費者に分かりやすく伝えるというのは、かなり難しい作業でした。当時どこまで消費者の心情に寄り添って伝えることができたのか、まだ今も自問自答しています」

専門家や生産者との連携が必要

食産業振興課職員

「農業でも畜産業でも、それぞれ専門家の方がいらつしゃいます。課の中には技術職の方もいますが、私たちはみんな事務職で、専門知識や生産者との直接のつながりはありません。だから専門家や生産者と連携しながら、同じレベルで議論していくことが必要になってきます」

行政の縦割りの弊害

食産業振興課職員

「農林水産部は農業、林業、水産業、畜産など、縦割り意識が強い組織です。農林水産総務課や農林水産政策室、食産業振興課が、い



←ウェブサイトでも御覧いただけます

後輩たちへのメッセージ

※所属は本テーマに関する業務に従事した当時のもの



食産業振興課 食産業振興課 食産業振興課